

支部広報 477 号

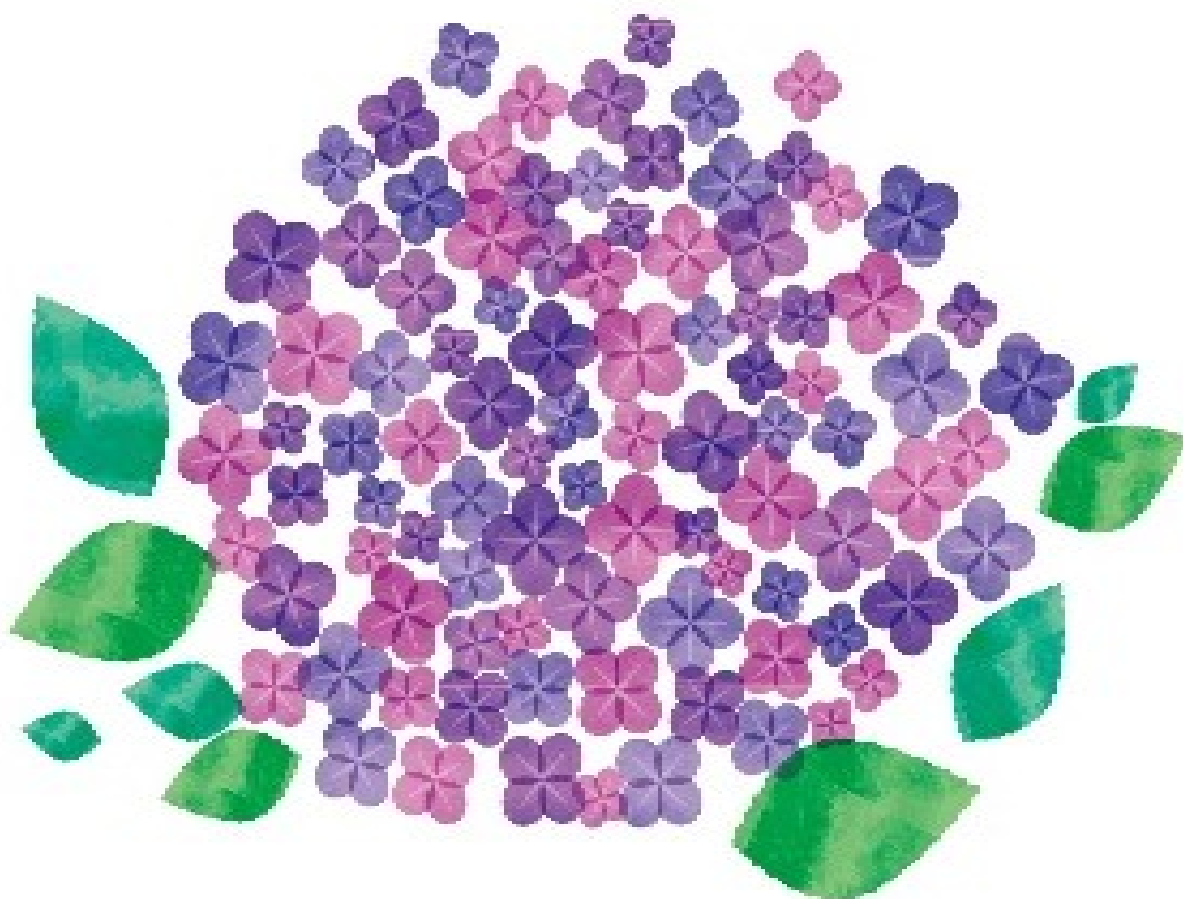


令和 7 年 6 月 1 日

東京都個人タクシー協同組合
杉並支部 支部長 堀内 達哉

すぎなみ

〒166-0004 杉並区阿佐谷南 1-16-10 已善第二ビル 2 階
電 話 03-6279-9485 F A X 03-6279-9486
メール info@tosuginami.org



事故防止 いつも心に免許の日

支部・班 行事予定

6月

1 (日)	A 班・B 班 合同班会議
2 (月)	
3 (火)	
4 (水)	5 月分チケット換金締切日(14:30 まで)
5 (木)	
6 (金)	
7 (土)	
8 (日)	C 班・D 班 合同班会議
9 (月)	
10(火)	支部費納付締切日 (15 時まで)
11(水)	
12(木)	
13(金)	
14(土)	
15(日)	
16(月)	本部 支部長会議
17(火)	
18(水)	
19(木)	
20(金)	
21(土)	
22(日)	
23(月)	
24(火)	
25(水)	交通共済 第 1 回審査委員会
26(木)	
27(金)	
28(土)	
29(日)	
30(月)	

7月

1 (火)	
2 (水)	
3 (木)	6 月分チケット換金締切日(14:30 まで)
4 (金)	
5 (土)	
6 (日)	
7 (月)	
8 (火)	
9 (水)	交通共済 第 1 回理事会
10(木)	支部費納付締切日 (15 時まで)
11(金)	
12(土)	
13(日)	
14(月)	
15(火)	
16(水)	
17(木)	
18(金)	
19(土)	
20(日)	
21(月)	支部 夏季健康診断
22(火)	
23(水)	
24(木)	
25(金)	
26(土)	
27(日)	
28(月)	本部 第 1 回理事会
29(火)	
30(水)	
31(木)	

お知らせ

初夏の候、杉並支部の皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。
先月行われました第 59 回通常総会において本議案すべてにご承認を頂き、あらため
まして感謝を申し上げます。令和 7 年度の諸活動に役職員一同、努力させていただきます
ますので支部員各位のご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

さて、5 月 26 日に開催された東個協第 59 回通常総代会において、本部換金資金借
入金の 10 万円増額が決定いたしました。これを受けて杉並支部では貸付金の払い込
みを 7 月に支部運営資金から一括で納入致します。同時に 5 万円になりました支部
運営資金を 7 月から来春 3 月までの 9 ヶ月間（7 月に 1 万円・8 月から 3 月まで 5 千
円）で 5 万円増額いたしまして 10 万円とします。この措置は本部換金資金貸付金 10
万円増額の個人負担を軽減するためのもので、今後の支部運営資金は 10 万円で続け
る方針です。ご理解を頂けますようお願いいたします。

今年も厳しい夏が予想されます。皆様くれぐれもご健康に留意されまして事業に励
まれますよう役職員一同、心より祈念いたします。

支部長 堀内 達哉

◆支部員報告

廃業

A 班 鈴木 敏夫 さん（73 歳）
平成 18 年 02 月 01 日 加入
令和 07 年 04 月 24 日 付 譲渡廃業

B 班 山岸 清實 さん（75 歳）
平成 12 年 05 月 18 日 加入
令和 07 年 05 月 22 日 付 譲渡廃業

加入

A 班 浅田 剛 さん（54 歳）
令和 07 年 04 月 24 日 加入
ドア No. 5482

B 班 須藤 慎吾 さん（46 歳）
令和 07 年 05 月 22 日 加入
ドア No. 78

◆支部健康診断について

夏の健康診断を実施します。夜型稼働者は年2回の受診が義務付けられています。

※クリニックでの個別受診はA検診 4,000 円、F 検診 4,500 円(いずれも税別)の自己負担金が発生します。当日支払いです。

【日 時】 令和7年7月21日(月・祝)

《A 検診》 午前9時30分～11時30分

12月期限更新者とオプション検査希望者

《F 検診》 午後1時00分～3時00分

6月期限更新者のみ

※午前の部・午後の部とも終了15分前に受付終了です。

※F 検診の方でもオプション検査を希望する方は午前中に受診して下さい。

【場 所】 三鷹市公会堂 さんさん館（三鷹市野崎 1-1-1）

【医療機関】 ふくろう内科・内視鏡クリニック新宿高田馬場

新宿区高田馬場 1-17-16 3F TEL 03-3205-2960

【オプション検査】

・前立腺癌検査 1,800 円 ・腫瘍マーカー2種 3,200 円

・糖尿病検査 1,000 円 ・腫瘍マーカー3種 4,900 円

☆費用は支部費から引き落としになります。(いずれも税別)

◆団体交通傷害保険のご案内

既加入者の方で内容を変更しない場合は前年同条件で継続させていただきます。

保険期間は令和7年7月1日から1年間

	A 型	S 型
死亡の場合	150 万円	800 万円
後遺障害の場合	後遺障害の程度に応じて 死亡・後遺障害保険金額の4%～100%	
入院の場合	入院1日につき 5,000 円	入院1日につき 10,000 円
手術した場合	入院中の手術 5 万円 外来の手術 2.5 万円	入院中の手術 10 万円 外来の手術 5 万円
通院の場合	通院1日につき 3,500 円	通院1日につき 5,500 円
限度口数	3 口	2 口
保険料（毎月）	600 円	1,200 円

加入タイプは2種類です。いずれかのタイプを限度口数の範囲内でお選びください。

(保険金額、保険料はいずれも1口あたりの金額です。)

*詳しくはパンフレットをご覧ください。

ご報告 日頃より支部の運營業務にご理解とご協力を賜り、感謝を申し上げます。総務部

5/6(火)に第 59 回通常総会を開催しました。雨降りの中、ご参加ありがとうございました。
第 1 号議案～第 7 号議案まで全て可決承認となりました。ご協力ありがとうございました。

令和 7 年 5 月 6 日(火)13:00～ 杉並支部 第 59 回 通常総会 各班 出席者数

班	在籍人数	出 席	委任状出席	書面出席	合 計
A 班	43	30	1	2	33
B 班	44	30	1	1	32
C 班	50	37	0	1	38
D 班	42	25	1	1	27
支 部	179	122	3	5	130

第 6 号議案可決承認で、支部共済規約第 15 条と第 16 条が以下の通り一部改定となりました。

共済規約	
改 定	現 行
(傷病見舞金) 第 15 条 現行通り (1) 現行通り (2) 求償事故等で休業補償を受けるときは傷病見舞金として 20,000 円を給付し、最高 <u>150 日</u> 間まで支給される ただし、2 ヶ月目より 15 日以上を 1 ヶ月とみなし日割計算はしない (3) 現行通り	(傷病見舞金) 第 15 条 省 略 (1) 省 略 (2) 求償事故で休業補償を受けるときは傷病見舞金として 20,000 円を給付し、最高 <u>210 日</u> 間まで支給される ただし、2 ヶ月目より 15 日以上を 1 ヶ月とみなし日割計算はしない (3) 省 略
(休業手当金) 第 16 条 現行通り (1) 現行通り (2) 給付日数は、 <u>120 日</u> を限度とする (3) 給付事由発生の始期は休業後 30 日を経過した日の翌日からとする (4) 給付が <u>120 日</u> 未満で完了し、その後 12 ヶ月以内に同一事由で再び休業した場合、前回に給付した期間と通算して <u>120 日</u> を限度として給付することができる (5) <u>120 日</u> 間の給付が完了したとき、完了の日の翌日から 12 ヶ月を経過しなければ、同一事由の新たな給付の対象とならない (6) 給付額及び計算は次の通りとする 以下 省 略	(休業手当金) 第 16 条 省 略 (1) 省 略 (2) 給付日数は、 <u>180 日</u> を限度とする (3) 給付事由発生の始期は休業後 30 日を経過した日の翌日からとする (4) 給付が <u>180 日</u> 未満で完了し、その後 12 ヶ月以内に同一事由で再び休業した場合、前回に給付した期間と通算して <u>180 日</u> を限度として給付することができる (5) <u>180 日</u> 間の給付が完了したとき、完了の日の翌日から 12 ヶ月を経過しなければ、同一事由の新たな給付の対象とならない (6) 給付額及び計算は次の通りとする 以下 省 略
附 則 10 この規約は、令和 7 年 5 月 6 日から一部改定実施する。(第 15 条(2)、第 16 条(2)(4)(5)	附 則 <u>10 新規</u>

◆自賠責保険の手続きをされる方へ

支部で自賠責保険の手続きをされる場合は、事前に連絡をして下さい。
また、必ず現在の自賠責保険の証書をお持ち下さい。車検証は必要ありません。
車検日の2ヶ月前より入ることができます。

支部での加入をお願い致します!! 手続きは15時までをお願いします。

※早期換金日の自賠責保険加入は控えていただきますようお願い致します。

【自賠責保険料】 *12 カ月 32,960 円 *13 カ月 35,230 円

*** 車検を受けましたら「自動車検査証記録事項」のコピーを支部に提出してください。**

*** 本部 車検・修理ローン、ご利用ください。(手続きは支部へ)**

◆トヨタモビリティ東京 友の会 巡回サービス

3ヶ月点検	吉祥寺店	6月24日(火) 受付 9:30~15:30
1ヶ月点検 3ヶ月点検	三鷹野崎北店	6月24日(火) 受付 9:00~15:00
1ヶ月点検 3ヶ月点検	日本橋 サービスセンター 江東区福住 1-7-62	6月29日(日) 受付 9:00~15:00 日曜巡回サービストライアル開始 予約制となります

◆チケット換金締切日

5月分チケット(6/1早朝含む) 6月4日(水) 14:30 まで

6月分チケット(7/1早朝含む) 7月3日(木) 14:30 まで

**お願い!! チケット換金袋が少なくなっております。
1人一袋です。 複数お持ちの方は戻して下さい。**

◆タクシーチケット新規契約について

契約番号	契約名	契約日	使用伝票
11177	公益財団法人 永井記念薬学国際交流財団	令和7年4月23日	東個協発行

◆東個協LPGカード価格改定のお知らせ 【令和 7 年 5 月 16 日(金) 改定】

1ℓ当たり 110 円 ※消費税別

◆東個協ガソリンカード価格改定のお知らせ 【令和 7 年 5 月 22 日(木) 改定】

油 種	税込価格
ハイオク	181 円
レギュラー	171 円
軽油	150 円



○ 改定前消費税込単価より 3 円値下げ 単位：円／リットル

◆東個協電子チケットのモニター券利用開始について

東個協電子チケットの運用の開始に伴い、既存契約顧客等のお客様へ電子チケットのモニター券を配布しております。今回配布するモニター券は、「5,000 円券」と「2,000 円券」の二種類の定額券を発券しております。現在、一部の組合員において電子チケットの取り扱いに関する知識不足や準備不足によりお客様にご迷惑をおかけする事態が発生しております。

つきましては、お客様が電子チケットをご利用になる際、速やかにご掲示いただけるよう東個協電子チケット(専用 QR コード※右図参照)を常時車載していただくとともに、チケット超過分の現金等による分別決済に速やかに対応できるよう、ご準備をお願いいたします。



共 済 部

班別対抗無事故表

単独＝単 双方＝双 賠償＝賠 人身＝人

16													
14													
12													
10													
8													
6													
4													
2								4/10 単	4/26 双	4/23 双			
	A 班				B 班				C 班				D 班

共 済 事 故 報 告

4 月 10 日 雨の状況で右折しようとして、ガードパイプがよく見えず衝突した。

4 月 23 日 昭和通りから松谷通りを右折の際に黄色信号で直進車と衝突した。

4 月 26 日 環八、第 3 から第 2 レーンへ車線変更の際相手タクシーと接触した。

☆ 健康起因事故防止の為、脳 MRI 検診を受診しましょう。

☆ 電動キックボードや、モペットの事故が増加しています。注意して下さい！

☆ 路上寝込みを発見したら 110 番通報をお願いします！

☆ 救護義務違反は 35 点減点、一発取り消しです！

事故発生時は相手が立ち去った場合でも必ずその場で 110 番通報すること！

事故発生件数 3 件/10 件（4 月末まで）

令和 7 年度の杉並支部事故削減目標は（令和 6 年度は件数 14 件）

マイナス 4 件で 10 件 に設定しました。

交通共済 事故受付専用 電話

ジ コ ハ ヤ ク

05700 – 25889

24 時間受付しています。ナビダイヤルでのご案内

夜間・休日は翌営業日以降順次担当者から連絡します。

求償、賠償事故にかかわらず報告してください。

*** 事故報告書は必ず支部で書きましょう ***

共済部長 及川

廃業をお考えの方、譲渡譲受契約にご協力をお願い致します

☆講習生6名が「譲渡」を待っています☆

講習生譲渡待機者との契約後の流れ

2025年5月20日現在

4月中に譲渡契約 ⇒ 5月中に認可申請 ⇒ 8月中に認可見込

8月中に譲渡契約 ⇒ 9月中に認可申請 ⇒ 11月中に認可見込

7月受験者 2名

9月中に譲渡契約 ⇒ 10月中に認可申請 ⇒ 翌年2月中に認可見込

11月受験者 3名

その他 1名

譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種運転免許を有していること。

1. 年齢が 65 歳以上(申請日が誕生日以降)80 歳未満であること。(申請日が誕生日の前日まで)
2. 年齢が 65 歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者。
3. 年齢が 65 歳未満で、20 年以上個人タクシー事業を営んでいる者であること。

※ 令和 元年 7 月 26 日に法改正があり、75 歳の誕生日以降の審査継続、不認可の際の 2 回目の申請が可能となりました。これには 75 歳の誕生日以降旅客の運送を行わないことが条件となります。この際の譲渡人の許可期限は認可の日までとなり、この期間中に第二種運転免許証が失効しても可能となります。

★★詳しくは支部までお問い合わせ下さい★★

譲渡譲受による廃業までの概要

1. 譲受人（事前試験合格者又は講習生）と譲渡譲受契約を結びます。
2. 申請に必要な書類、挙証資料を集めます。
(譲渡人、譲受人双方が集め終わるのに、1 か月ほどかかる場合があります。)
3. 認可申請を関東運輸局に提出します。(標準処理期間は、3 か月です。)
4. 申請後も、関東運輸局からさらに必要とされる書類の提出を求められたら、提出します。
5. 申請をしてから 3 か月ほどたつと、処分（認可）がおります。

☆講習生募集☆

講習会では講習生を募集しています。(地理試験廃止になりました！)

10 年以上法人会社に乗務員として所属し、申請日以前 3 年又は 5 年以上道路交通法の違反がない、開業資金（200 万円以上）が確保されている、営業区域内に申請時に居住しているなど年齢・経験等多くの条件があります。個人タクシーになりたい強い希望のある方をお待ちしています。個人タクシーの許可に必要な試験は 3, 7, 11 月に行われます。

杉並支部 講習会

◆班会議のお知らせ

	開催日時	場 所
A 班・B 班	6 月 1 日（日） 13：00～	西荻センター・勤福会館 第 3・4 集会室
C 班・D 班	6 月 8 日（日） //	//

※皆さんの参加お願いいたします!!

運転免許証更新について

3 月からマイナ免許証が始まりましたが事業者は今まで通り、免許証の発行をお願いいたします。

一体化を希望した場合のマイナ免許証は、外観はマイナンバーカードそのものであり、券面に運転免許の有効期限の表記がないことから、最悪、運転免許の更新忘れによる無免許運転等を危惧せざるを得ません。 またマイナンバーカードとマイナ免許証の有効期限は異なり、それぞれ更新の手続きが必要になり忘れる恐れがあります。**従来通り、免許証の発行をお願いいたします。**

GOアプリ長期ログインについて

GO より長期間ログインした状態で利用している配車端末が一部確認され、この状態で利用するとアプリ内部のバージョンが古いままで、アプリのクラッシュや GO Pay の売上金額が正常に反映されない可能性があるとの報告がありました。
営業終了後には必ず「ログアウト」操作をしていただくようお願いいたします。

GO のログインを毎月必ず一度以上行なってください！！

忘れると翌月3,300円の請求がされます。やり方が解らない方は支部まで連絡を！

★自動換金 振込日 (電子マネー系・デビット・クレジット)★

売 上 期 間		振込日
5月26日(月) ～ 6月01日(日)	➡	6月06日(金)
6月02日(月) ～ 6月08日(日)	➡	6月13日(金)
6月09日(月) ～ 6月15日(日)	➡	6月20日(金)
6月16日(月) ～ 6月22日(日)	➡	6月27日(金)
6月23日(月) ～ 6月29日(日)	➡	7月04日(金)
6月30日(月) ～ 7月06日(日)	➡	7月11日(金)

自動換金は 週1回 毎週金曜日の振込

(祝休日の場合は変動あり、支部報でお知らせします)

チケット、クレチケ、福祉券等の換金は 月・水・金曜日の最大週3回

早期換金は曜日に関係なく従来通りです。

換金遅れのないようお願いします!

チケットの早期換金にご協力お願いします!!

トヨタモビリティ東京 友の会より

2025年度 友の会の申込みを開始しています。

支部にて手続きをお願い致します。

会費 3,800 円 運営費 200 円 合計 4,000 円

※2025年度より「トヨタ車・レクサス車」をご使用の都内
事業者様にご入会いただけるようになりました。

友の会への入会は9月30日までをお願いします。

違反・免停等がありましたら必ず支部までご連絡下さい。

違反した場合は交通反則告知書のコピーを支部に提出して下さい。